

平成30年7月30日

保護者 各位

岩手県立西和賀高等学校長

平成30年度学校の部活動に係る活動方針の策定について（お知らせ）

盛夏の候 保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校における部活動の在り方については、生徒の健全な心身の成長や、教職員の勤務負担軽減の観点から、国を挙げて見直しがすすめられているところです。その成果として、スポーツ庁から平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、また、岩手県教育委員会からも平成30年6月に「岩手県における部活動の在り方に関する方針」が示されたところです。

つきましては、本校でも、それらに基づき「平成30年度学校の部活動に係る活動方針」を、裏面のとおりに策定いたしましたので、お知らせいたします。

今後、本校の部活動は、この活動方針に沿って取り組んで参りたいと思いますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立西和賀高等学校

校長名 鈴木 尚

I 活動の方針

- 1 生徒が、学習・部活動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、教職員が、教材研究や生徒との面談時間を確保でき、そして心身の疲労回復ができるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。
- 2 一人の生徒が、運動競技・文化的活動を問わず、また、校内外を問わず多様な活動を行うことができるよう学校として配慮する。
- 3 少人数の部であっても、他校と合同練習をしたり、中学校や地域の団体との連携を図ったりして、生徒の活動機会が損なわれることがないようにする。

II 休養日・活動時間について

- 1 平日の活動時間は、長くとも2時間30分程度とする。
- 2 土日等、学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。ただし、学校の休業日に大会参加や練習試合等で3時間以上活動した場合は、翌日に休養日を設定するなど、生徒の疲労回復に積極的に努めることとする。
- 3 部活動休養日に、大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替えることとする。
- 4 休養日は、週1日以上を確保しながら、競技種目や文化活動の分野それぞれの特性（シーズンオフが明確である、など）を考慮しつつ、年間で平均して週2日以上となるよう努めることとする。

III 活動のきまり

- 1 部顧問は、年度初めに年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等を記載したもの）と、月ごとの活動計画及び活動実績を作成し、学校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行うこと。
- 2 提出した活動計画（年間、月ごと）は、多くの教員が計画の状況を確認できるよう、職員室内に掲示し、内容に変更があった場合は、その都度、掲示されているものに朱書きを行うこと。
- 3 部活動中の事故対応に備え、部顧問と保護者との間の連絡体制を整えること。
- 4 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えない時は、安全面に注意を払うよう活動の前に生徒に指示すること。
- 5 部顧問は、活動場所に危険箇所（施設、用具含む）がないか常に状況を確認し、危険と思われる箇所が見つかった時には、管理職・事務室に報告すること。
- 6 部活動中に発生した事故については、管理職に積極的に報告すること。